

中労委、昭63不再57、平元. 11. 8

命 令 書

再 審 査 申 立 人 日産ディーゼル工業株式会社

再 審 査 被 申 立 人 総評・全国一般労働組合東京地方本部

再 審 査 被 申 立 人 X 1

再 審 査 被 申 立 人 X 2

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

当委員会の認定した事実及び判断は、本件初審命令理由第1認定した事実及び第2判断と同一であるので、これを引用する。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成元年11月8日

中央労働委員会

会長 石川吉右衛門 ㊟